

○松山衛生事務組合コンプライアンス条例

制 定 平成 25 年 2 月 20 日条例第 1 号

改 正 令和 5 年 2 月 20 日条例第 1 号

松山衛生事務組合職員倫理条例（平成 12 年条例第 2 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、職員が全体の奉仕者であってその職務は住民から負託された公務であることに鑑み、コンプライアンスの推進に関して必要な事項を定めることにより公正な職務の遂行を図り、もって公務に対する住民の信頼を確保することを目的とする。

（定義等）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する松山衛生事務組合職員をいう。
- (2) コンプライアンス 職員が、法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）、次条に規定する倫理原則及び服務規律を遵守することをいう。
- (3) 管理職員 松山衛生事務組合職員給与条例（昭和 41 年条例第 4 号）第 2 条において準用する松山市職員給与条例（昭和 27 年条例第 31 号）第 13 条に定める管理職手当の支給を受ける職員をいう。
- (4) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- (5) 職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 職員及び職員であった者（離職した日から 1 年を経過しない者に限る。）
 - イ 本組合との請負契約その他の契約に基づいて事務事業を行っている事業者等（その役員及び従業員を含む。）及び当該事業者等であった者（当該事務事業に従事しないこととなった日から 1 年を経過しない者に限る。）
- (6) 贈与等 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けることをいう。
- (7) 公益通報 職員等が、公益を守ることを目的として、本組合の運営において次に掲げる事実が発生し、又は発生しようとしている旨を本組合に対して通報することを

いう。

ア 法令に違反し、又はこれに至るおそれのある事実

イ 住民の生命、身体、財産又は生活環境に重大な損害を与えるおそれのある事実

ウ 住民全体の利益その他の公益に反するおそれのある事実

(8) 通報者 公益通報を行う職員等をいう。

(9) 不当要求行為 次に掲げる公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為をいう。

ア 暴力、脅迫等により要求の実現を図る行為

イ 正当な理由なく職員に面会を強要する行為

ウ 粗野又は乱暴な言動により職員に不安を抱かせる行為

エ 正当な権利行使を装い、又は団体の威力を示す等の社会常識を逸脱した手段により、物品の購入又は金品若しくは権利の取得を不当に要求する行為

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）を利するおそれがある行為

カ アからオまでに掲げるもののほか、秩序の維持、職務の遂行又は施設等の保全に支障を生じさせる行為

(10) 特定要求行為 職員以外の者が職員に対し、その職務に関し、特定の団体又は個人を他の者と比べて有利に扱う等の特別の扱いをすること（不作為によるものを含む。）を求める働きかけ（議会、公聴会、説明会等の公開の場でなされたもの、陳情書、要望書、依頼書等の公式の書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）によるものその他通常の職務の遂行に係るものであることが明らかであるものを除く。）をいう。

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第4号の事業者等とみなす。

（職員が遵守すべき倫理原則）

第3条 職員が遵守すべき倫理原則は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住民全体の奉仕者であり、住民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について住民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等住民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の遂行に当たらなければならないこと。

- (2) 常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の住民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 法令に定めがある場合を除くほか、公正な職務の遂行を損ない、又は公正な本組合の運営に不当な影響を及ぼす情報を何人に対しても提供してはならないこと。
- (5) 職務の遂行に当たっては、法令を遵守すること。
- (6) 不当要求行為に対しては、毅然とした対応をしなければならないこと。
- (7) 勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、住民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(組合長の責務等)

第4条 組合長は、職員の職務に係る行為が住民の疑惑や不信を招くことがないように、常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修の実施、コンプライアンスの推進のための体制の整備その他この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。

2 組合長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反することを理由として行った懲戒処分について、コンプライアンスの推進を図るため特に必要があると認めるときは、その概要を公表することができる。

(管理職員の責務)

第5条 管理職員は、コンプライアンスを推進するため、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、部下職員の行動について適切に指導監督しなければならない。

(コンプライアンス責任者等の設置)

第6条 コンプライアンスの推進を図るため、次の各号に掲げる者を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) コンプライアンス責任者（以下この条において「責任者」という。） 事務局長
- (2) コンプライアンス副責任者（以下この条において「副責任者」という。） 事務局長
次長
- (3) コンプライアンス監督者（以下この条において「監督者」という。） 所長

2 責任者は、この条例の遵守に関し、副責任者及び監督者と緊密な連携を図るとともに、

必要に応じ、副責任者及び監督者に対し助言及び指示を行うものとする。

- 3 副責任者は、責任者を補佐するとともに、監督者自らのコンプライアンスの推進に関する事項について報告があったときは、必要な指導及び助言を行い、又は当該監督者の相談に応じるものとする。
- 4 監督者は、その属する職員からコンプライアンスの推進に関する事項について報告があったときは、必要な指導及び助言を行い、又は当該職員の相談に応じるものとする。
- 5 副責任者及び監督者は、第3項又は前項に規定する報告を取りまとめ、責任者に報告するとともに、必要に応じて、報告に係る職員の上司に注意を喚起するものとする。
- 6 責任者は、報告を取りまとめ、組合長に報告するものとする。

（職員倫理規則）

第7条 組合長は、第3条各号に掲げる倫理原則の遵守を図るために必要な事項に関する規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他住民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

（公益通報の方法）

第8条 職員等は、公益通報をするときは、事務局長に対し、実名により誠実に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員等は、匿名により公益通報をすることができる。この場合において、当該職員等は、通報内容が事実であると信じるに足る相当な根拠を事務局長に示さなければならない。

（公益通報の調査等）

第9条 事務局長は、公益通報を受けたときは、通報内容について速やかに調査を行うものとする。

- 2 事務局長は、前項の規定による調査結果を組合長に報告するものとする。
- 3 事務局長は、調査の結果を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

（公益通報に係る組合長が講じる措置）

第10条 組合長は、通報者が公益通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 組合長は、通報者が公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに改善又は防止のために必要な措置を講じるものとする。

3 組合長は、職員が自ら関与している違法行為について公益通報をした場合において、相当と認めるときは、当該職員の処分について特別の配慮をすることができるものとする。

(公益通報の受理又は調査の委任)

第11条 事務局長は、第8条及び第9条第1項の規定にかかわらず、事務局長が指定する職員に公益通報の受理又は調査を行わせることができる。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第12条 公益通報の有無及び内容に関する情報は、当該公益通報のあった事実に係る処理が終了するまでの間は、公開しない。ただし、人の生命、身体、財産又は生活環境を保護するため、公にすることが必要と認められる情報については、この限りでない。

2 通報者の氏名その他の当該通報者を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、当該通報者を識別することができることとなるものを含む。）は、当該通報者の同意がなければ、公開してはならない。

3 公益通報に関する事務の処理に従事する職員等又は職員等であった者は、その業務に関して知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(不当要求行為及び特定要求行為への対応)

第13条 職員は、不当要求行為を受けたときは、これを拒否しなければならない。

2 職員は、不当要求行為又は特定要求行為があったときは、公正な職務の遂行を確保するため記録し、上司に報告することにより組織的に対応しなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松山衛生事務組合コンプライアンス条例の規定は、この条例

の施行の日（以下「施行日」という。）において現に受けている又は施行日以後に受ける不当要求行為及び特定要求行為について適用し，施行日前に受けた不当要求行為及び特定要求行為については，適用しない。

付 則（令和５年２月２０日条例第１号）

この条例は，公布の日から施行する。